

## 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免チェック表

### 【死亡、入院等】

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な疾病を負った。	⇒全額免除に該当
--	----------

※「重篤な傷病」とは、1か月以上の治療を要するなど症状が重い場合です。

### 【廃業、失業等】

主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を廃止または失業した。	⇒減免に該当
--	--------

※定年退職や懲戒解雇、昨年中の離職・転職など感染症の影響でない場合は対象となりません。

### 【収入激減】

主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した。
--------------------------------------

はい

いいえ

⇒減免に該当しません。



主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる。 ※R2年2月以降の任意の1か月間の収入を前年同月と比較してみてください。
--

はい

いいえ

⇒減免に該当しません。



主たる生計維持者及び世帯に属する被保険者全員の前年の収入が明確である。
-------------------------------------

はい

いいえ

⇒減免の判断ができません。

まずは所得の申告をしてください。



主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である。
----------------------------------

はい

いいえ

⇒減免に該当しません。



主たる生計維持者の前年の合計所得金額が0円以下である。 ※減免額算定に減収が見込まれる事業の前年所得金額を乗ずる計算式で求めるため
--

いいえ

はい

⇒減免に該当しません。



「今回減収が見込まれる収入」以外の前年合計所得金額が400万円以下である。
---------------------------------------

はい

いいえ

⇒減免に該当しません。



保険税の減額に該当すると考えられます。 表面の最寄りの問い合わせ先にご相談ください。
---